

西尾市広報紙「広報にしお」広告申込の手引き

この手引きは、「広報にしお」（発行部数約 54,000 部）に掲載する有料広告の申し込み方法などの概要を記載しています。広告掲載に関する詳細については西尾市広告掲載要綱及び西尾市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）、西尾市広報紙「広報にしお」掲載広告募集基準（以下「広報募集基準」という。）も併せてご覧ください。

1. 広告の規格及び募集枠数（号当たり）

①広報紙（1日号）の裏表紙＝縦 29.6cm×横 19.5cm カラー（4色）刷…1 枠

※提出していただくデータは、製本時の断ち落とし余白（上、下、右側のみ）を 3mm 加えてください。また、上・下・右側の内側に 2mm 以上の余裕をもたせたデザインとしてください。

②広報紙（1日号）の「お知らせ」コーナー内＝縦 4.8 cm×横 5.5 cm を基本単位とした単色刷（スミ）…20 枠

※掲載位置の指定はできません。広報の編集に支障のない範囲で、基本単位を 2 枠、3 枠と連結することもできます。連結した場合は、2 枠（縦 4.8 cm×横 11.4cm）、3 枠（縦 4.8 cm×横 17.3cm）となります。

2. 広告掲載者の順位

広告掲載の申込が募集枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定します。

①第 1 順位…市内に本社、若しくは本店を有する事業者等

②第 2 順位…市内に支店、営業所等を有する事業者等

③第 3 順位…掲載希望号の前号に掲載されていない事業者等

※①～③で決定できない場合は抽選により決定します。

3. 掲載料（号当たり）

①裏表紙＝1 枠当たり 250,000 円

②「お知らせ」コーナー内＝基本単位 1 枠当たり 17,000 円

4. 申込場所

市が指定した広告代理店

株式会社エムアイシーグループ 西尾市広告係 〒445-0811 住所：西尾市道光寺町東縄 65 電話番号：0563-56-5111 F A X：0563-56-5166 E メール：nishio-koukoku@micg.co.jp

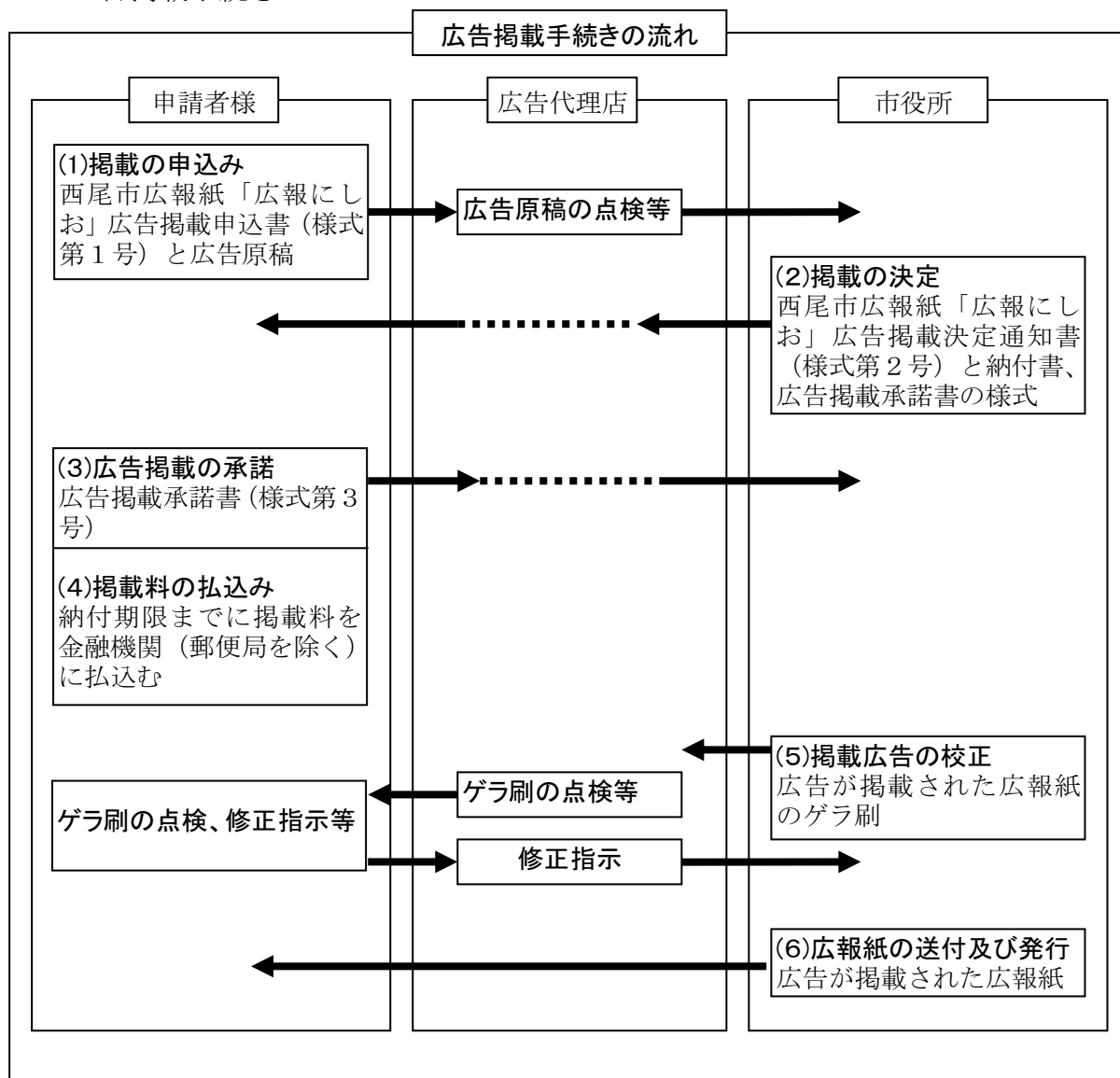
5. 掲載できない業種又は事業者

風俗営業や消費者金融をはじめとする掲載基準第5条に該当する業種又は事業者。
※詳細については掲載基準をご覧ください。

6. 掲載できない広告

人権侵害の恐れのあるものや法律で禁止されている商品をはじめとする掲載基準第6条に該当する広告。なお、業種ごとに定める掲載の可否は、掲載基準第7条による。
※詳細については掲載基準をご覧ください。

7. 広告掲載手続き



(1)掲載の申込み

広告の掲載を希望する広報紙の発行日の2か月前までに、広報募集基準に定める『西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載申込書（様式第1号）』に必要事項を記入の上、広告原稿とその電子データ（原則1行1列形式）を添えて広告代理店に申し込んでください。なお、掲載の申込みは、原則として掲載する広告の当事者以外はできません（広告枠の転売等はできません）。

※広告原稿の作成費用は広告主の負担でお願いします。

※市では、広告原稿を作成する広告作成業者の指定はしていませんので、どこの業者で作成していただいても、広告主ご自身で行っていただいても構いません。広告主の判断で任意に行ってください。

(2)掲載の決定

市は、広告掲載申込みの内容を審査し、掲載の可否を広告代理店を通じて『西尾市広報紙「広報にしお」広告掲載決定通知書（様式第2号）』により通知します。また、掲載が可能な場合には、併せて「広告掲載承諾書（様式第3号）」の様式と掲載料の納付書を渡します。

(3) 広告掲載の承諾

指定された期限までに「広告掲載承諾書」に必要事項を記入して、押印の上、広告代理店に提出してください。

(4)掲載料の払込み

指定された納付期限までに掲載料を市指定の金融機関等（郵便局を除く）で払い込んでください。

※期限までに納付されない場合は、掲載を取り消すことがあります。

(5)掲載広告の校正

広告代理店経由で広告が掲載された広報紙のゲラ刷を基に広告内容の確認をしてください。

(6)広報紙の送付

広告主に広告が掲載された広報紙を送付します。

8. その他

①広告掲載申込後の広告の内容やデザインの変更はできません。

②広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

問合せ先…秘書課 広報担当 電話 0563-65-2159（ダイヤルイン）